2023.4

共通費実態調査　受注者用調査票Ｑ＆Ａ

1	Ｑ： 必ず調査票を提出しないといけないのか？ Ａ： 工事の発注条件によります。現場説明書等をご確認ください。 現場説明書等をご確認いただき、不明の場合は各発注機関の担当者までご確認お願いします。 なお、国土交通省等※発注の営繕工事では、原則として全ての工事で提出を求めています。 ※国土交通省等：国土交通省官庁営繕部、北海道開発局、各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局
2	Ｑ： 調査票内の工程表を修正できません。 Ａ： 調査票内の工程表は例となっております。現場にて作成した工程表のPDFを添付してください。
3	Ｑ： 負担金とは何か？ Ａ： 本設のための電力、水道等の各種負担金で計上している費用となります。 また、受注者が行政手数料等を工事費に含め、負担金として扱う場合も含めています。 ※発注者の指示に従って計上してください。
4	Ｑ： 工事一時中止がある場合、その費用についてはどこに計上すればよいか？ Ａ： ０１　工事全般に関する事項(1/1) ３．工事の施工管理体制等に関する事項　③特別な経費等　内の工事一時中止欄に計上してください。 ※発注者の指示に従って計上してください。 発注者へ提出した中止期間の費用を計上してください。　計上した費用の各項目については、調査項目内の費用には計上しないでください。 「受注者用調査票の解説」に注意点を掲載しましたのでご確認ください。
5	Ｑ： 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る費用については、どこに計上すればよいか？ Ａ： ０１　工事全般に関する事項(1/1) ３．工事の施工管理体制等に関する事項　③特別な経費等　内の感染予防対策の欄に計上してください。 ※発注者の指示に従って計上してください。 発注者へ提出した対策費用を計上してください。　計上した費用の各項目については、調査項目内の費用には計上しないでください。
6	Ｑ： 共通費の積上計上に、試行工事における特殊な費用がありますが、その場合どうすればよいか？ Ａ： ０１　工事全般に関する事項(1/1) ３．工事の施工管理体制等に関する事項　③特別な経費等　内の発注者が設計図書で指定した特殊な費用の欄に計上してください。 ※発注者の指示に従って計上してください。 計上した費用の各項目については、調査項目内の費用には計上しないでください。 ※遠隔臨場にかかる費用については、上記に計上してください。 ※施工BIMに関する施工図作成の外注費用は、現場管理費内の「施工図等作成費」のその他に計上してください。
7	Ｑ： 社員が住んでいる借上げ社宅費用は何処に計上すればよいか？ Ａ： ●別表（Ａ新・受）シートに入力する現場従業員及び現場雇用従業員等に入力した社員の借上げ社宅費用については現場管理費内の以下に計上してください。なお、直接工事（職長含む）に従事した社員の社宅費用分については直接工事費に計上してください。 ◇遠隔地等の工事において、当該工事の為に現場近くに別途用意した借上げ社宅費用 1. 共通仮設費に関する事項（1/4） ②仮設建物費　-5 宿舎 ◇当該工事と関わりなく、従前より社員が住んでいる場合及び当該工事を機に引っ越した場合の借上げ社宅費用 1. 現場管理費に関する事項（1/2） ④従業員給与手当　-3 Ⅰ～Ⅱ厚生施設等 <u>ただし、上記は給与手当の代わりに、会社契約等により全額又は一部の家賃を会社負担している場合に計上してください。</u> <u>会社所有又は一棟借りによる、社宅、寮に関する費用については、一般管理費として扱ってください。</u>
8	Ｑ： ０４　現場管理費に関する事項(1/2)①労務管理費　-1 厚生費と ０４　現場管理費に関する事項(2/2)⑧福利構成費　-1 福利厚生　の違いは何か？ Ａ： ①労務管理費　-1 厚生費は、 「現場労働者及び現場雇用労働者」（職人等）並びに「現場雇用従業員」の元受負担分の厚生費がある場合に計上してください。 ⑧福利厚生費　-1 福利厚生は、 「現場従業員」（元請従業員）の厚生費を計上してください。
9	Ｑ： ●別表（〇改・受）に記載の賞与の原価負担を含めた費用とは何か？ Ａ： 賞与全額ではなく、当該工事に従事分としての賞与を計上してください。　必要に応じて適宜按分して計上してください。
10	Ｑ： 安全靴やヘルメット・墜落制止用器具は共通仮設費に入力し、作業服は現場管理費に入力ということでよろしいか？ Ａ： 一般的な作業服や、防寒着は現場管理費内の「① 労務管理費　-1 厚生費」に計上してください。 作業着の上に装着する安全器具（ヘルメット･安全靴･墜落制止用器具･感電防止手袋･防護服等）については、共通仮設費内の「④環境安全費　-5-1 安全保安･環境」に計上してください。
11	Ｑ： ●別表（Ａ新・受シートの④－9 各月現場稼働日の日数はどうすればよいか？ Ａ： 各月の現場開所日数を入力してください。 なお、現場事務所設置前の準備期間においては、準備に要した日数を入力してください。 注）シート名は調査票ごとに名称が異なります。「例　●別表（ＥＭＶ新・受）等」

12	Q： 自社社員が直接工事に従事しているが、●別表（A新・受）シートに入力できる従業員はどのような従業員か？ また、法定福利費等経費の入力はどのようにすれば良いか A： 【●別表（A新・受）シートに入力する従業員は、「管理技術者」「主任技術者」「現場代理人」等の工事管理に従事した従業員のみになります。工事管理ではなく、直接工事に従事した自社社員の従業員給与及び付随する各種諸経費は、調査票シート50行目の直接工事費に計上してください。　また、自社社員による施工の場合の「職長」も直接工事費に計上してください。 なお、調査票326行目、法定福利費等経費の入力は、-1 労災保険料、-2 法定外労災補償制度掛金については、下請従業員（元請が下請含めた現場全体で保険加入している場合等）及び直接工事に従事した自社従業員の保険料も含めて計上してください。 -3 雇用保険料、-4 健康保険料、-5 厚生年金保険料については、●別表（A新・受）シートに入力した従業員分の費用を計上してください。 注）シート名は調査票ごとに名称が異なります。「例　●別表（ＥＭＶ新・受）等」 （参考） ●別表（A新・受）シートに入力する現場従業員及び現場雇用従業員等とは ・現場従業員　　：元請企業の従業員で、工事管理に従事した従業員「管理技術者」「主任技術者」「現場代理人」 ・現場雇用従業員　：個々の工事現場において、元請企業が直接雇用した工事施工に従事しない従業員「事務補助者」「炊事婦」「運転手」等 ・現場雇用労働者　：個々の工事現場において、元請企業が直接雇用した施工に関する補助的作業要員のことで、直接工事費に含まれない費用「工事写真撮影等の管理補助に従事した従業員」「施工図作成及び事務に従事した従業員」「揚重作業（荷揚作業）に従事した従業員」等
13	Q： ●別表（A新・受）シートに入力できる、現場雇用労働者の直接工事費に含まれない費用とは、どのような作業従事者か？ A： 共通仮設の計上項目に必要な作業、揚重作業（荷揚作業）等の補助作業に従事した現場雇用労働者を想定しております。 直接工事に従事された労働者は、調査票シート50行目の直接工事費に含めて計上してください。 注）シート名は調査票ごとに名称が異なります。「例　●別表（ＥＭＶ新・受）等」
14	Q： 算出した工事原価と、調査票で自動的に計算される工事原価が一致しない。 A： 調査票の53行目で自動計算される工事原価は、共通費積算基準の考えに基づき自動計算しております。 御社基準で算出した工事原価と53行目で自動計算される工事原価に大きな差がある場合は、入力間違いの可能性もありますので、調査票の入力内容を再度ご確認ください。 調査票の入力が正しい場合は、No16のよくある入力間違い等もご確認の上、53行目で自動計算される工事原価と同額を19行目に計上してください。また、●完成工事原価報告書シートにも各費用を計上してください。 なお、●完成工事原価報告書シートのご入力は、チェックの意味合いも兼ねて計上をお願いしております。 金額に差がある場合、直接工事費に間違いがある場合が多いように見受けられます。（自社調達材料費分の入力漏れ等）
15	Q： 調査票にエラーが表示される。 A： No16のよくある入力間違い等をご確認ください。
16	よくある入力間違い等 ① 設備工事の場合 表紙・目次シートの34行目の工事種別を選択してください。 選択すると、調査票シートに該当工事種別の入力欄が表示されますので、再度必要金額を入力いただき、各種金額の整合をご確認してください。 ② 情報共有システム・快適便所（快適トイレ）の費用 115行目の情報共有システムは114行目の監理事務所の内数となっております。 114行目の監理事務所の費用に115行目の情報共有システムの費用を含めて計上してください。 120行目の快適便所は119行目の作業員施設（便所等）の内数となっております。 119行目の作業員施設（便所等）の費用に120行目の快適便所の費用を含めて計上してください。 ③ 工事原価の不整合 調査票19行目の④工事原価と53行目で自動計算される工事原価及び●完成工事原価報告書シート24行目（千円単位）で計算される完成工事原価に不整合があります。 ④⑤もご確認の上、調査票の入力が正しければ、調査票の53行目の金額を19行目に計上してください。 ④ 直接工事費の不整合 ●完成工事原価報告書の「材料費＋労務費＋外注費（12行目＋14行目＋18行目）」は調査票50行目の直接工事費となるよう計上してください。 完成工事原価報告書シートの金額が正の場合、その費用を調査票50行目に計上してください。 ⑤ 経費の不整合 ●完成工事原価報告書の経費（20行目）は、調査票の共通仮設費＋現場管理費（51行目＋52行目）となるよう計上してください。 ただし、他の入力状況（20行目の契約補償費の計上方法等）により、上記説明と異なる場合もあります。ご不明の場合は、国土交通省担当者に確認をお願いします。 ⑥ エラーが消えない。 費用を按分等する為に、計算式を入力している場合、データ上は小数点以下の金額が計上されている場合があります。 整数で入力しなおしていただくか、「＝ROUND(入力したい式,0)」など、整数となるよう計算式を入力してください。 ⑦ ①～⑥を修正してもエラーが消えない。 以下の国土交通省担当者まで御連絡お願いします。メールアドレスをご案内いたしますので入力された調査票を送付お願いします。 連絡先：０３－５２５３－８１１１（内２３２４）　大臣官房官庁営繕部 計画課 営繕積算企画調整室 積算企画調査係長

2023.4

共通費実態調査　下請け用調査票Ｑ＆Ａ

1	Ｑ： 契約金額が著しく少ない場合も対象外とします。と記載があるが、具体的な金額はいくらか？ Ａ： 具体的な金額は定めておりませんので、調査内容に対し受注額が少ないとお考えの場合は辞退いただいて結構です。 ただし、公共建築工事における適切な下請け諸経費額算出に向けた調査となっておりますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。
2	Ｑ： 再下請け社数は、どのような社数を記載すれば良いのか　調査票を回収した社数か？ Ａ： 再下請け社数は、調査票をご提出いただいた社数ではなく、御社と直接下請け契約等している社数とし、施工体制台帳と一致するようお願いします。
3	Ｑ： 赤字工事だったので、実際の費用を計上すると契約額を超えてしまうがどうしたらよいか？ Ａ： 赤字工事の場合は、「６．諸経費のうち２．～５．以外の諸経費に関する事項」をマイナス計上してください。
4	Ｑ： 補足調査票の請負工事内容に自社が請負った工事内容の選択肢がないがどうすれば良いか？ Ａ： 該当する工事内容がない場合は、その他を選択してください。
5	Ｑ： 下請けとして複数の工種を受注し施工している。補足調査表の請負工事内容の選択肢は何を選択すればよいか？ Ａ： 代表的な工種（請負内容のうち金額が大きな工種）を選択して下さい。
6	Ｑ： 事務員等の会社経費はどうするのか？ Ａ： 事務員等の会社経費については、内訳を求めておりません。諸経費の総額に内訳以外の経費・利潤を含めて計上お願いします。 契約額－外注費－直接工事費＝諸経費となり、諸経費のうち、２～５でお伺いする経費額以外に、お伺いしていない現場経費や事務員等の会社経費や利潤等が含まれていると考えております。それらの費用は「６．諸経費のうち２．～５．以外の諸経費に関する事項」に計上してください。
7	Ｑ： 法定福利費の算出に際し、個人毎に費用が異なるので、算出できない。 Ａ： 個人毎の算出が難しい場合は、一人当たりの平均費用から当該工事に従事した従業員数・期間等から算出いただいても結構です。
8	Ｑ： 保険料等の按分の仕方が解らない。 Ａ： 会社規模等により、当該工事分の費用を算出しやすい方法で按分いただくようお願いします。 以下は一例です。 ・請負額からの按分：年間費用×（当該工事請負額／年間請負額） ・他現場と重複することがない場合は、工事期間から按分する等
9	Ｑ： 年間請負額を分母に按分する際、当該決算年の金額が未定の場合、昨年の実績額を分母として按分してよいか？ Ａ： 結構です。 年により変動が大きい場合等は、必要に応じて数年分の実績額を平準化した額を分母として計算いただくなど当該工事分として適切な費用を計上いただきますよう適宜按分お願いします。
10	Ｑ： 交通誘導警備は、直接工事費には何の費用を計上すれば良いのか。　制服等は何処に計上すれば良いのか Ａ： 交通誘導警備に従事する方へお支払いされる費用（諸手当を含む給与）を計上してください。 制服等は、３．諸経費のうち労務管理費に関する事項の「純工事費に含まれない作業具及び作業用被服等の費用」に計上お願いします。